

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 43 年 4 月から 46 年 10 月までの期間、47 年 5 月、同年 6 月及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 46 年 10 月まで
② 昭和 47 年 5 月及び同年 6 月
③ 昭和 47 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付したのに還付されたことになっている。還付される理由は無く、還付された記憶も無いので、申立期間①、②及び③の保険料を納付したものと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立期間を含む、昭和 43 年 4 月から 47 年 12 月までの期間について、保険料が納付されていることが確認できる上、自身も当該期間について、保険料を納付していたことを示す、年金手帳及び領収証書の一部を所持している。

また、特殊台帳及び還付整理簿を見ると、国民年金への加入が誤適用であるとして資格取得が取消され、昭和 43 年 4 月から 47 年 12 月までの期間の保険料について、48 年 5 月 18 日に還付処理されたことが確認できる。

しかしながら、申立期間については、保険料を還付される理由が無いにもかかわらず、前述のとおり還付されたことになっていることから、当該処理は行政側の不適切な事務の取扱いにより行われたものと考えられる。

これらの事実及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 21 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 11 日まで

日本年金機構から「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」確認のはがきが届いた。脱退手当金を受け取った記録となっているが、脱退手当金について会社から説明を受けたことは無く、自分で手続もしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人及びその前後の女性 63 名の脱退手当金支給記録を調査したところ、全ての女性被保険者が受給資格を有しており、脱退手当金の支給記録のあるものは、申立人以外の 2 名しか確認できない上、資格喪失日から 21 か月後及び 10 か月後にそれぞれ支給決定されていることから、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 1,625 円相違している。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月1日から54年7月1日までの期間、55年8月1日から同年10月1日までの期間、58年8月1日から同年10月1日までの期間、60年8月1日から同年10月1日までの期間、及び61年8月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、53年10月から54年1月までは10万4,000円、同年2月は9万8,000円、同年3月から同年6月までは10万4,000円、55年8月及び同年9月は11万8,000円、58年8月及び同年9月は16万円、60年8月及び同年9月は20万円、61年8月及び同年9月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から62年8月29日まで

申立期間について、ねんきん定期便が送られてきたので、A社の給料支払明細書で厚生年金保険料控除額を確認したところ、記録と違っている期間があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人が提出したA社の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち昭和53年10月から

54年1月までは10万4,000円、同年2月は9万8,000円、同年3月から同年6月までは10万4,000円、55年8月及び同年9月は11万8,000円、58年8月及び同年9月は16万円、60年8月及び同年9月は20万円、61年8月及び同年9月は22万円に標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和54年7月1日から55年8月1日までの期間、同年10月1日から58年8月1日までの期間、同年10月1日から60年8月1日までの期間、同年10月1日から61年8月1日までの期間及び同年10月1日から62年8月29日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は超えていないことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月30日から同年12月1日まで

昭和28年3月から42年12月16日の退職まで、継続してA社に勤めていたのに、厚生年金保険の記録ではC支店からA社本社への転勤時に1日の欠落期間が生じているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（A社C支店からA社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人及び元同僚は、昭和39年11月30日まではA社本社に転勤したと証言していることから、A社本社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日を同年11月30日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和39年12月のオンライン記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月及び同年3月
申立期間の国民年金保険料は、母が納付したにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金保険料を納付したとするその母親は、納付時期及び納付方法等について具体的な供述をしているところ、申立期間に係る保険料を納付したとする平成17年及び18年については、既に納期限から2年が経過しており、時効により保険料が納付できない期間である。

また、当時、母親が所持していたとする国民年金保険料の納付書により、申立期間に係る保険料をその主張する時期に納付した場合、当該保険料は、時効成立後の納付による誤納付となるため還付されることになるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成4年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から4年12月まで
② 平成4年12月

申立期間①については、母親がA町役場B支所で国民年金の加入手続きを行い、遡って保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②の平成4年12月分の国民年金保険料について、還付された記録になっているが、還付金を受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年1月9日に払い出されており、この時点で申立期間①のうち2年1月から4年11月までは時効により保険料が納付できない期間であるとともに、同年12月の保険料については、オンライン記録及び還付整理簿により、7年2月に還付処理が行われていることが確認できる。

また、A町が保管する電算データにおいても、申立期間①は未納とされている上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳

記号番号が平成7年1月9日に払い出されたのち、当該期間の国民年金保険料は一旦納付されたものの、同年2月16日付けで、時効により納付できない期間との理由により、還付処理が行われており、その処理に不自然さは見られない。

また、還付整理簿にもオンライン記録と同様の内容が記載されている上、A町が保管する電算データにおいても申立期間②は還付と記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から平成 2 年 2 月まで
会社を退職後、特に自らは国民年金の加入手続はしなかったが、市から納付書が届いたため、郵便局か銀行で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行わなかったにもかかわらず、市から申立期間に係る納付書が届いたので、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していたとする市の国民年金係では、国民年金の加入手続を行わない限り、保険料の納付書を発行しなかったとしている。

また、当該市では申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらないとしている。

さらに、申立人が申立期間後に、転居した町において交付された年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者となった日」の欄には、「平成 2 年 3 月 21 日」と記載されており、この資格取得日は、町の国民年金被保険者名簿の記載及びオンライン記録のいずれとも合致している。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡も見当たらないことなどから、申立期間当時、申立人が国民年金の被保険者であったとは考え難い。

その上、申立期間は 113 月と長期間であり、このような長期間にわたり、行政側が継続して記録管理を誤った可能性は低いと考えられる上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 1 月まで

申立期間当時は、学生で体調を崩し入退院を繰り返していたので、国民年金の保険料は両親に負担をかけたくなかったため納付していなかったが、両親が未納分の保険料をまとめて納付してくれたので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の手続を行ったとしているその父親が所持する平成 5 年分の確定申告書控により、同年に申立期間を含め、48 万 3,200 円の保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、同年 3 月から同年 4 月にかけて過年度及び現年度納付により、計 36 万 4,160 円の保険料を納付したことが確認できるが、申立期間を含めた保険料額は 57 万 4,960 円であることからその金額は大きく相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 3 月に払い出されており、この時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで
昭和 63 年 10 月に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った際、職員から、「最低 25 年（300 月分）の保険料を支払わないと将来年金がもらえない。」と言われて、後日、不足が見込まれる 30 月分の保険料 23 万円ぐらいを支払ったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 10 月に申立期間の国民年保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成 2 年 10 月 12 日であり、申立期間の大部分は時効により保険料が納付できない期間であることから、当該期間の納付書が発行されたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの保険料を 3 年 1 月 22 日に最大限遡って納付したことが確認できることから、この時点で申立期間の保険料は納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「職権適用、60 歳以降任意手続が必要、本人了承済（平 3. 1. 22 A 年金相談受付）」と記載されていることが確認できることから、平成 3 年 1 月 22 日の時点で、申立人は申立期間の保険料が納付できないことを認識していたものと推認できる。

加えて、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても申立期間は未納と記録されている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1613

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 12 月 1 日まで
② 平成 8 年 4 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、従業員が皆、昭和 42 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、当時、代表取締役であった申立人が加入していないことはあり得ない。申立期間②について、社会保険事務所（当時）からの訪問調査で、不当に標準報酬月額が引き下げられていることを知った。なぜ、そのような処理が行われたのか分からず、納得がいかない。どちらも、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 6 月 1 日であり、申立人は当時、当該事業所の事業主であったことが確認できる。

一方、商業登記簿謄本によると、当該事業所の設立年月日は昭和 43 年 11 月 12 日であることが確認でき、厚生年金保険の適用事業所となった当初、当該事業所は法人化されていなかったことが認められる。

厚生年金保険法においては、個人事業の事業主は被保険者となることができないと定められており、オンライン記録によると申立人は、当該事業所が法人となった翌月の、昭和 43 年 12 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった平成9年11月1日以降の同年11月18日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが商業登記簿謄本から確認でき、当時の事務担当者は「社会保険料の滞納があった。」とした上で、「『自分の年金から滞納保険料を支払う手続きをとったので、皆さんには迷惑がかからない。』旨の説明を申立人から受けた。」と、証言していることから、当該標準報酬月額の訂正について、申立人自身の判断で行ったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月22日から46年2月1日まで
A社の保養所に夫とともに住み込みで勤めていたが、私の病気のため、昭和46年1月末で退職した。当時、脱退手当金のことは全く知らず、受け取った覚えも無いので、調査して厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（昭和46年2月1日）から約3か月後の昭和46年5月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の資格喪失日の前後2年以内に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を満たす12名のうち9名について脱退手当金が支給決定されていることが確認できた。

さらに、申立人は病気のため当該事業所を退職したことから、退職に係る事務手続は申立人とともに当該事業所に勤務していた夫（昭和56年に他界）が行っていたとしており、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは、別の記号番号で管理されていた上、被保険者名が旧姓で記録されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、当該期間が未請求となっていることが直ちに不自然であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1615

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から34年8月20日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について脱退手当金を受給した記録になっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和34年8月20日）から約2か月後の昭和34年10月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。